

意見	回答
<p>国連「子どもの権利条約」と、国の「こども基本法」都の「子ども基本条例」の関係がわかり、かつ、国連「子どもの権利条約」の理念を踏まえていることを、もっと強調して欲しい。</p>	<p>条約に基づく旨については、前文に明示することを検討しております。</p> <p>また、本条例と子ども基本法、東京都子ども基本条例との関連性については、今後作成を予定している逐条解説等において示していくことを考えております。</p>
<p>制定の意義(p.1)、素案(p.8)基本理念の解説「人種、性別、意見……」に「民族・国籍」を入れてください。国立市「人権・平和・多様性の条例」策定時にも、同様の要望をしました。在日コリアンの存在を意図してのことです。「人種」に含まれるものではありません。</p>	<p>基本理念における「いかなる差別」については、解説に列挙するほか、ご意見いただいた内容に関する差別等も含むことと考えております。</p> <p>今後、解説書等における標記につきましては、人権条例等を参考に、適切な表現について検討してまいります。</p>
<p>骨子案(p.4)素案(p.8)基本理念「子どもを大人と同じ権利の主体……」⇒誤読されないよう工夫してください。</p>	<p>当該文については、「子どもも、大人も、権利の主体である」ということを示しているものです。</p> <p>当該文の表現については、誤解の生じないよう工夫してまいります。</p>
<p>大人と子どもの権利は性質が違うことをわかるような解説が必要です。</p>	<p>子どもの権利という、子ども特有の権利の内容については、第2章において明示いたします。</p> <p>また、基本的人権との構造の違い等については、解説書等において示すことを検討いたします。</p>
<p>p.4,p.8「子どもが自由に意見を表す……」⇒「意見を表す」という表現も、解説がないと誤解される。</p>	<p>「意見表明」について、気持ちや思い、言葉を覚えていない乳幼児の声も含まれることが理解されるよう、最適な表現、解説について検討いたします。</p>
<p>条約12条のviews.は「気持ち・思い」。乳幼児にもあるという解説(p.10)と併せて記すほうがわかりやすい。</p>	

<p>p.5,p.10「他社の権利を尊重するよう努めなければなりません。」⇒子どもに対して義務を課すような表現。理念は必要なく、大人が他者(子ども)の人権を大切にすることで育つ人権意識。あくまで大人側の対応の問題。</p>	<p>当該規定は、道徳的規範としての性格を有すると共に、子ども同士の環境下で、自身の権利がみだりに侵害されないことを示すものとして規定しております。</p> <p>本件のような記載については、他自治体の条例にも同様の規定が設けられております。</p> <p>義務を課すような表現となっているというご意見を踏まえ、文言等については改めて検討いたします。</p>
<p>p.11「意見が尊重される権利～」の項にも、乳幼児の権利(応答される権利)が入るとよい。</p>	<p>先の回答のとおり、「意見表明」について、気持ちや思い、言葉を覚えていない乳幼児の声も含まれることが理解されるよう、最適な表現、解説について検討いたします。</p>
<p>p.19「権利侵害の相談・救済」で、救済の道すじ、子どもオンブズマンの権限、差別や暴力の禁止 (p.13)との関係等、もっと詳しく。</p>	<p>ご意見を踏まえ、救済の体系や道筋等についてわかりやすい規定の在り方を検討いたします。</p>
<p>条例全体を通して、「子どもの権利保障」のねらいが貫かれていることを評価する。一方で、子どものヒアリングの結果、「子どもの権利」そのものの認知度が極めて低い。名称に明確に「子どもの権利条約」としてはどうか。たかがタイトル、ではなく、「国立には子ども基本条例があります」と言って子どもや市民に説明したり施策を進めるのと、「子どもの権利条約があります」と言って進めるのでは、全く受け止められ方が違う。</p>	<p>本条例は、「子どもの権利条約」の原則のみではなく、子どもの権利を保障するための総合的な内容を規定した総合条例の形としており、総合条例に適切な名称として「基本条例」としています。</p>
<p>< p. 1ほか全般>年号は和暦にすると「平成」と「令和」にまたがり紛らわしいので、西暦表記としてほしい。</p>	<p>年号表記につきましては、他の条例の文言等を踏まえ、検討いたします。</p>
<p>< p. 2>“子どもの権利”の保証の構図< p. 20>こども（ママ）の声をやさしいまちづくりへ反映する仕組み（案）図がわかりづらい。改善して欲しい。</p>	<p>骨子案・素案における図については、より分かりやすいものについて検討いたします。</p>
<p><前文>国立市民にとっては画期的な条例になるので、しっかりした前文を入れてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、しっかりとした前文が必要であると考えております。今回のパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、本条例の主旨が明確に伝わる内容を検討いたします。</p>

<p>< p. 4、p. 8 >定義（子ども）「すべての子どもに権利保障」と言いながら、子どもを「市内に在住、在学し、または在勤する等」と狭く規定するのには違和感がある。「これらの人と等しく権利を認めることがふさわしいひと」といの表現にも、「ふさわしいかどうか」評価される視点を感じる。オンブズマン条例の「18歳未満の全ての者をいう。」で十分ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「ふさわしい」という表現については、改めて適切な文言について検討いたします。</p>
<p>国連・子どもの権利委員会、国は気候変動の有害な影響について国境を越えて責任を負うと裁定したが、私たちの社会のあり方が世界の気候変動や環境破壊を引き起こし、あるいは児童労働を強いて途上国の子どもの生きる権利を侵害しているならば、正されなければならない。</p>	<p>本条例は、国立市という地域を対象とした、属地的な考え方に基づくものと考えております。その上で、オンブズマン条例の対象のように「すべての18歳未満」とすることになじまない側面もあるため、ご意見を踏まえ、改めて定義の適切な表現について検討いたします。</p>
<p>参考までに、中野区条例では「区内に在住し…在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認められる人」、川崎市条例では「市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらのものと等しく権利を認めることが適当と認められるもの」、箕面市条例では、シンプルに「18歳未満の者」、国連子どもの権利条約でも、「18歳未満の全ての人」として</p>	
<p>< p. 4、p. 8 >定義（市民）「市内に在住、在学し、または在勤する者」と狭く捉えているが、子どもに関わる（あるいは責任を持つ）市民はもっと広義に捉えるべきではないか。女性と男性・多様な性の条例では、「市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者そのほか市内で活動する者」としている。川崎市条例、箕面市条例では、「市民」定義自体をしていない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記について検討いたします。</p>
<p>< p. 12 >家庭における権利の保障< p. 16 >子育て家庭への支援、ほか 共同親権が法律婚時のみに限定（非法律婚や離婚後は単独親権が強制されえている）されており、非親権者、非監護親の養育（十分な養育費や面会交流）を受けられない事例が多々あること、国連こどもの権利委員会が日本政府に対して2019年に共同親権を認めるための関係法改正と非同居親との定期交流を勧告した（子どもの権利条約には「親子不分離の原則」（9条3項）、と「父母の共同責任の原則」（18条1項が規定）ことについて、社会課題として具体的に取るよう、条例及び解説の中に記述して欲しい。</p>	<p>ご意見については、子どもの権利の観点から改めて内容を確認し、検討いたします。</p>
<p>< p. 8 >基本理念 子どもの権利と基本理念は、しょうがいの有無、性別、性的指向・性自認、国籍・ルーツ、経済状況、居住地、家族のかたち等にかかわらず、全ての子どもに適用されることを明記してほしい。</p>	<p>子どもの権利・基本理念につきましては、ご意見にいただいたとおり、すべての子どもに適用されるものと考えております。今後、解説書等における表記につきましては、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例等を参考に、適切な表現について検討いたします。</p>

<p>話題のテーマが、偏りすぎて、当時の第2小学校のことから始まり子供の意見をきくということが中心になっていましたが、言葉も言えず、家庭内で虐待を受けていて命を落としている乳幼児、拷問を受けている子供たちを保護することが、最重要だと思います。その為には地域社会が、例えば近隣で不信な子供の泣き声や、親の罵声が聞こえた場合、すぐに警察に通報するとか、保育園、幼稚園に定期的に市の医師を送り、子どもたちの体に傷がないかとか調べるあるいは欠席の多い子どもを園が連絡を取ることで、安否を確かめる等、近隣が通報し合うようポスターをいたるところに貼る等保健所職員が不信な家（通報等があった）を訪問するなど生命を守るのは人権の最重要な基本的人権です。</p>	<p>本条例の基本理念において、「命が守られ、愛され保護され、心身ともに健やかに育つことを保障すること」と規定することを予定しております。</p> <p>基本理念に規定している内容については、重要さの順序が設けられているものではなく、すべてが保障されなければならない旨として規定しております。</p>
<p>まず、国立市の家庭内暴力をなくしましょう。上記は乳幼児、特に自分では訴えることが不可能な、もともと弱い立場の子供のことを述べましたが、いじめなどで暴力を受けたり、また、小中学生でも家庭内暴力にあっている子供はいますが、やはり、同様に、学校での医師による検診、教師により生徒の聞き取りは必要だと思います。たとえば、友人、クラスメート同士でも、誰かがいじめにあったり気が付いた時点で、すぐに担任に言うよう指導すべきだと思います。</p>	<p>先の回答に記載させていただいたことに加え、本条例の第3章において、すべての人を対象に「虐待・体罰・いじめ等あらゆる差別や暴力の禁止」を規定、また、第4章において、「虐待・体罰・いじめ等あらゆる差別や暴力に対する取組み」を規定することを予定しております。</p>
<p>また、母子家庭など（全ての食べ物に困っている人たち）、学生も含め国立で、food bankをあちらこちらに作ることを提案します。スーパーや、レストラン等に協力してもらい、無償で野菜、パン、玉子、果物、また日用品を提供する場所です。</p>	<p>本条例の第4章において、「子育て家庭への支援」「支援が必要な子ども・家庭への支援」について規定することを予定しております。</p>
<p>日本は話し合いが長く、実行するのがとても遅い国です。例えば、フランス等は、このインフレで食品が買えない大学生の為に、すぐに街にfood bankが設けられ、（数日前のニュースですが）何十メートルもの列ができ、3kgまでは何を袋に入れてもいいのです。ボランティアが手伝っていました。並んでいる間もピザ等を配っていました。日本に欠けているのは、そういう実行力です。迅速な行動がなければ、話し合っている間に犠牲者を増やすだけです。</p>	
<p>以上、海外で子育てをしてきて、長期イギリスに住んでいたものの意見です。ヨーロッパと日本の違いを感じながら意見します。</p>	
<p>丁寧に作られている条例案で、第1章総則の基本理念はとても良いと思います。</p>	
<p>1. について、救済を求めることができても問題が解決しなければ力を発揮したことにはならないので、国立市人権オンブズマンは、第1に子どもやその保護者の話に耳を傾け、教育委員会や学校等に対して具体的な救済の方法を示すとともに、問題が解決するまで事例に対応できるよう、人数を増やすとともに、権限を持つ必要があります。</p>	<p>子どもの権利侵害に対する救済について、公平公正な立場から勧告等を行う権限を有するのは国立市子どもの人権オンブズマンとなります。本条例をもって、その権限の範囲を変更するものではございません。ただし、人権侵害から守ることはオンブズマンのみが行うものでないことに留意し、市や関係機関が子どもの相談等に寄り添うこと、また子どもが相談につながるための環境づくりについて、各章を通じて規定することを予定しております。</p>

<p>2. について「子どもの権利侵害の特性に配慮した対応に努める」市の担当機関が不明確です。具体的な救済組織とまた「権利侵害の特性に配慮」の内容を示してください。</p>	<p>本条例の第5章「権利侵害の相談・救済」の2番目の項目につきましては、権利侵害の事象に係るあらゆる関係機関と連携することを規定したものになります。具体的な部局の設置については、本規定を踏まえ、その必要性について研究してまいります。また「特性に配慮」とは、子どもの状況や気持ちをよく汲み取り、画一的な対応にならないことを規定したものとなります。</p>
<p>3. 1. 子どもコーディネーターは、「普段子どもたちの身近にいる家族や学校の先生とは違った立場で、子どもの話をしっかり聞いて。子どもにとって一番よい解決方法を子どもと一緒に考え、手助けする」川西市の人権オンブズパーソン的な仕事ですね。ぜひ本文に入れ、実施できる予算を確保してください。</p>	<p>子どもは軽度のことから重大なことまで悩みには様々な段階があります。また、本来重大なことであっても気づけない場合もあります。「コーディネーター」はオンブズマンとの中間に立ち、擁護し、必要な機関へ代弁する、所謂アドボカシー活動を行う立場の必要性を手法として例示したものとなります。</p> <p>ご意見にあります川西市の人権オンブズパーソンについては、国立市における子どもの人権オンブズマンと同じ第三者機関を指すものであり、ここで示すコーディネーターとは異なるものとなります。子どもの人権オンブズマンについては既に市において条例設置しているものであり、先にも回答しましたとおり、本項においてオンブズマンに関する規定を予定するところではございませんが、人権侵害から守ることはオンブズマンのみが行うものでないことに留意し、市や関係機関が子どもの相談等に寄り添うことや環境づくりについて条文に規定すると共に、コーディネーターのような具体的な手法等については解説等において付記することと考えています。</p>
<p>子どもは小さいころから（フル）インクルーシブな環境で育つことが必要であると、国連障害者権利委員会は日本政府に勧告しています。たとえ文科省の方針と違って国際的な原則に従って「（フル）インクルーシブ教育を実現」する力を持つ条例にしていきたいと思えます。</p> <p>（特に教育については、原則的にすべての子どもが同じ場で学び、分けられた場をつくらないことです。合理的配慮は共に学ぶ場で必要な子どもに応じてできるよう学校教育全体を見直す必要が出てきますが、やれることから始めてほしいです）</p>	<p>本条例は理念として「ソーシャルインクルージョン」について記載しています。この理念に基づいて理解が進むよう検討します。</p>
<p>「子どもの権利条約」の正式名称は「児童の権利に関する条約」なので、正式名称を使ったほうが良いのではないか。</p>	<p>「子どもの権利条約」の名称について最適な表現について検討します。</p>
<p>「権利の『主人公』」という表現に違和感を感じる。「権利の主体」でよいのではないか。</p>	<p>本条例は子どもにとってもっともわかりやすいものとなることを目指しております。その意味で、「権利の主体」という文言は、子どもの権利について明るい人から見えて一般化された言葉に思われますが、他方、子どもの権利に関する認知度が極めて低い現状においては、より子どもが権利を有しているという実感を抱きやすい言葉を用いることに意義があると考え、左記の文言としております。この言葉に違和感を感じたというご意見を踏まえながら、条文の調整に活かしていきたいと思えます。</p>
<p>「パートナーシップ」という表現。乳幼児と親の関係、教員と児童生徒の関係は「パートナーシップ」と言われてもしっくりこない。なくてもよいのではないか。</p>	<p>前項と同様、本条例は子どもにとってもっともわかりやすいものとなることを目指しております。「パートナーシップ」という言葉は、「相互的人間関係」という言葉の置き換えになります。こちらについても、子どもの権利に関する認知度が極めて低い現状においては、より子どもたちが権利を有している実感を抱きやすい言葉を用いることに意義があると考え、左記の文言としております。条文の調整に活かしていきたいと思えます。</p>
<p>「わたしたち」とは誰のことなのか分かりづらい。文脈からすると「国立市」だと思われるので、「国立市」にしたほうがよい。</p>	<p>人に優しい国立のまちづくりを進めるのは、「国立市」であり、学校や保育機関を担う「育ち学ぶ施設」や、子どもたちが過ごす「地域」でもあります。その意味で、市を構成する全ての存在が一丸となって進めていく姿勢を示すため、「わたし『たち』」と表現しています。ご意見を踏まえながら、条文の調整に活かしていきたいと思えます。</p>
<p>「子どもを大人と同じ権利の主体として尊重すること。」読み方によっては、大人と同じ責任と義務を負い、自己責任を問われそうなので、「大人と同じ」を削除するか、「大人と同様に」とするのがよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、誤解のない表現について検討いたします。</p>

<p>「②自分の表明した考えや気持ちについて聞いてもらい、成長や発達、個性にふさわしい形で尊重されること」「ふさわしい」を入れると、尊重される前に「ふさわしいかふさわしくないか」を大人が判断する段階が入るような気がする。「成長や発達、個性に配慮して」、もしくは「成長や発達、個性を考慮して」がよい。</p>	<p>先に別の条項に対する質問でもありましたとおり、「ふさわしい」という表現については、いただいたご意見を踏まえ、条文の調整に活かしていきたいと思います。</p>
<p>保護者と育ち学ぶ施設を主語とした「子どもにとって最もよいことを第一に考えるよう努めるものとしませす」という表記はあるが、「国立市」を主語にした表記がない。「前文」p.6の主語は「大人」。国立市を主語にした「子どもにとって最もよいことを第一に考えるよう努める」という文章を条例のどこかに入れてほしい。第3章に「家庭」「育ち学ぶ施設」「地域」の項目があるのに、「国立市」の項目がないのもおかしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、最善の利益に係る規定について検討いたします。</p>
<p>保育（教育）の内容や遊びにまで言及していて、理念的であるこの条例の中で違和感がある。乳幼児から社会生活の場が保証されるべきだとは思うので、「良質な集団保育の場」、あるいは「乳幼児であっても社会生活の場」を保証する、ということによいのではないか。</p>	<p>国立市においては、人が幸せに生きていく上で大切となる主体性や他者との共感力を幼少期から培うことができるよう、幼児教育の推進を図っており、本項目はこのことを規定しているものです。 これは単に保育空間の質的向上のみを指すものではなく、すべての子どもにとって豊かな学びが得られるために必要な環境をつくることを目指すもので、この環境の整備が子ども自身の権利を保障し、子どもが今そして未来にわたり幸せに生き育つことに繋がるひとつの大切な要素であると考えています。 表記において他の条文との内容のバランスに違和感を感じられたご意見を踏まえながら、条文の調整に活かしていきたいと思います。</p>
<p>表記が簡単すぎて「オンブズマンに丸投げ」と読める。オンブズマンの独立性や権限、また、オンブズマンの出した「勧告」の拘束力の及ぶ範囲は具体的に入れてほしい。</p>	<p>先にも回答いたしました通り、子どもの権利侵害に対する救済について、公平公正な立場から勧告等を行う権限を有するのは国立市子どもの人権オンブズマンとなります。本条例をもって、その権限の範囲を変更するものではございません。ただし、人権侵害から守ることはオンブズマンのみが行うものでないことに留意し、市や関係機関が子どもの相談等に寄り添うこと、また子どもが相談につながるための環境づくりについて、各章を通じて規定することを予定しております。</p>
<p>この部分は子どもの事由や知る権利を奪う可能性があるので丸ごと削除すべきである。大人が「有害または危険な環境や情報」と思うものは、実際には有害でも、危険でもないものがある。本文は違法な薬物等と等をつけているものの、「違法な」と限定している点は良いが、危険な環境や情報についてはやや曖昧な言葉で恣意的な解釈の余地が入り込む余地がある。例えば親の思想、信条によって、危険だからといって様々な環境や情報から隔絶される懸念がある。解説も、丸ごと削除すべきではあるが、少なくとも違法かつ科学的根拠が十分あり影響の大きいものといった形で恣意的に解釈がしづらい形にして、子どもの自由を制限することのないようすべきである。特に情報については、単に大人が見せたくないものを検閲することに繋がりやすく、子どもの知る権利を阻害する要因になる懸念があるので慎重な検討が必要である。</p>	<p>本条文は、有害性や危険性のある状況から子どもたちを保護することを主旨として規定している項目となります。他方で、その事物に対する有害性や危険性の解釈により、不当に情報が隔絶される懸念についてはご意見のとおりとも考えております。このことを踏まえ、「危険な情報からの保護」については、条約の理念を踏まえつつ、あらゆる状況を精査し、子どもの知る権利や自由意思が尊重される条文について調整したいと考えます。</p>
<p>子どもの権利の日といった日は作るべきではない。子どもの権利は不断の努力によって日々醸成すべきもので特定の日にイベントを行って醸成すべきものでない。</p>	<p>ご意見のとおり、不断の努力によつての醸成は当然であると認識しておりますが、現状、ヒアリング等を通じて、子どもの権利に関する認知度が明確な課題の一つとなっております。このことを踏まえ、「日々」は勿論、重ねて「特別な日」を設け、周知を継続的に行っていくことで、さらに子どもの権利について広く理解してもらふ環境の形成に努めていきたいと考えています。</p>

<p>子供と最も接する時間が長い学校教員及び保護者からのアンケートで一番大切に思う権利の中で一番多かった「生きる権利・育つ権利」というものをもう少し前文にわかる形で取り入れるべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、子どもの「命の大切さ」へ思いについて、前文への記載を検討いたします。</p>
<p>⑧心身にとって必要な休む時間と安心できる場所を持つこと、とあるが、条約31条に基づき、「余暇」という文言を入れるべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「何もしないゆったりとした時間も大切」ということも含まれていることが理解されるよう表現について検討いたします。</p>
<p>条文の中に各地で行われている「子ども協議会」、「子ども議会」（名称は問わない）というものを入れてほしいがどう考えるか。その構成員は、公正な選挙で選ばれた児童生徒の代表である各学校の生徒会から構成すべきである。小学校、中学校、それぞれの協議会を立ち上げていただきたい。また、大人の意見で誘導される可能性がある子どもコーディネーターの必要性については慎重に検討をお願いしたい。あくまでも、子ども中心の組織を立ち上げることを希望する。</p>	<p>「子ども議会」については条例策定の開始時より、声なき声や少数派の声が拾えるものであるのか、また代表制では真に問題を抱えている子どもが逆に取り残されていかないかなどという議論を重ねております。「子どもの声を聞いた」という大人が考える「形」ではなく、子どもの意見を聞いた上で、子どもが真に求めることを慎重に検討していきたいと考えております。</p>
<p>学校の問題、校則、制服などの学校内の問題を、学校内で児童・生徒全体が争いなく話し合い解決できる仕組みを作って欲しい。一部の子ども・保護者の意見のみが取り上げられるのではなく、児童生徒・保護者全体の声が等しく反映されるような仕組みを作っていただきたいがいかがか。</p>	<p>本条例は、子どもの主体的な権利が保障されるよう「子どもの声を聴き、尊重し、最善の利益を考えて取り組むこと」を示すものです。ご指摘の「具体的な手法」については、本条例をもとに関係施設において、子どもの思いや気持ちに的確に応答し取り組むこととなります。 このことが達成される条例となるよう、制定後においては周知・推進を図っていきたく考えています。</p>
<p>「配慮を必要とする児童の課題解消と施設内の環境づくりについては、児童本人が求めているものを軸に整えていく必要があり、大人たちの価値観のみをもって整えて良いものではなく、特にそのことを留意する旨」と記載がある。「児童本人」を「児童本人及び保護者」とすべきである。配慮が必要な子どもの就学に関しては保護者の意向を最大限尊重するよう文部科学省の方針にもあるが、いかがか。また、条例第5条の規定を尊重して欲しいと考える。条文上もそのように改めるべきであるがどう考えるか。</p>	<p>本条例については、子ども自身の権利の尊重・保障を真ん中に置いた規定であることが大切であると考えております。他方、子どもの権利条約にもあるとおり、保護者は子どもの権利保障につき第一義的責任を有する立場として、その責任と権利について尊重される必要があるものと考え、第三章においては保護者が子どもの最善の利益を考えて行う取組みについて必要な協力を求めることができる旨の規定を、第四章において関係機関が子育て家庭を支援することの規定を設けております。 ご意見を踏まえながら、本件に係る規定については、条例の主旨が歪まない限りで、表現について改めて検討いたします。</p>
<p>保護者に関する条約第5条において、「親の指導を尊重」する旨の条文がある。そこを条例上もしっかり打ち出すべきであるが、いかがか。</p>	<p>ご意見を踏まえながら、本件に係る規定については、条例の主旨が歪まない限りで、表現について改めて検討いたします。</p>

<p>国立市らしい先進的な条文として評価する。一方、「関係者及び事業者」のところ、「関係者、市民、事業者」など市民を加えるべきではないか。子どもの支援に、個として参加している市民は多くいる。</p>	<p>先の回答のとおり、検討いたします。</p>
<p>条例第17条【適切な情報の入手】を根拠に、上記条文がつくられる可能性があるとのことだが、本条文が必要かも含めて慎重に検討をいただきたい。特に、「有害な情報」に関して、誰が「有害」というものを判断するのか。仮に、本条文を加えるのであれば、日本国憲法第21条「表現の自由」に照らして妥当なのか丁寧に説明する必要がある。「有害な情報」に関しては、例えば、「明白かつ現在の危険がある有害な情報」など表現の自由における最小限の制約など、文言を条文上付記すべきではないか。こちらの条文に関しては、表現の自由に詳しい弁護士のアドバイスのもと作成すべきであると考えがいかがか。</p>	<p>先の回答のとおり、本条文は、有害性や危険性のある状況から子どもたちを保護することを主旨として規定している項目となります。他方で、その事物に対する有害性や危険性の解釈により、不当に情報が隔絶される懸念についてはご意見のとおりとも考えております。このことを踏まえ、「危険な情報からの保護」については、条約の理念を踏まえつつ、あらゆる状況を精査し、子どもの知る権利や自由意思が尊重される条文について調整したいと考えます。</p>
<p>子どもの権利条約をもとに本条例を制定するのであるから、条約上の根拠を骨子案に付記していただきたいがどうか。</p>	<p>「子どもの権利条約」との関係が理解されるよう解説書等への起債を検討いたします。</p>
<p>全体として骨子案が先進的なものになっていることは素直に評価をしたい。条例制定後、さらに、子どもの政策、特に学校運営に関する政策に関して当事者である子どもたちの意見を反映させながら推進されることを望むがいかがか。</p>	<p>ご要望のとおり、子どもや関係機関の意見を踏まえて策定・推進することは重要であると考えます。本条例が各種計画施策において子どもの意見が適切に反映させられる仕組みが構築される根拠となるよう、改めて確認・検討いたします。</p>
<p>「失敗してもやり直せる権利」を明示してほしい。国連の子どもの権利条約の父とされるコルチャック先生は『子どもをいかに愛するか』（1819）の「家庭の中の子ども」編に「3つの基本的な権利」を挙げています。その中には、子どもには根本的なリスクを背負っている経験の余地を残しておくことが必要であり、過ちや失敗に対する権利を承認することで、自己決定の促進がされるとしています。子どもが成長し大人になる過程において、失敗しながら成長していくことを大人が認めなくてはならないと思います。大人は子どもが失敗するのを見ていられず、あれもしてはいけないこれもしてはいけないと、ついつい過保護になり禁止事項を作ったり、先回りして答えを教えてしまったりします。しかし、子どもは、成功したり失敗したりしながら多くのことを考え学び成長していきます。国立の子ども達には、失敗を恐れず、いろいろなことにチャレンジし、そのことを大人にも認めてほしいと思います。そのため、大人や市が、子どもの失敗を否定的にとらえず、子どもが失敗から成長することを支援することは、子どもの健全な成長にとって大切なことであると、条例で明示してほしいと考えます。</p>	<p>失敗してもやり直せること、挑戦すること等については、子どもが主体的に育つうえで大切なものであると考えています。本条例においては、このことは第2章「子どもにとって大切な権利」の「自分らしく心豊かに育つ権利」に内在するものと考えています。また、子どもたちが興味・関心に触れ、考え、達成することを通じて自己肯定感を培うことのできる環境をつくる「幼児教育推進」を進めていくことについて、第4章「子どもたちにやさしいまちづくり」に規定しております。ただ、本規定については、他自治体の条例で権利のひとつとして示している例があることも踏まえ、改めて条例への落とし込み方について検討いたします。</p>
<p>「②子どもは自分が尊重されるのと同様に、他者の権利も尊重するよう努めなければならない。」を外してほしい。この条文を見た時、何か違和感を覚えました。他の自治体の子どもの権利に関する条例を見ても、このような条文を見ることはありません。この違和感を調べたところ、条例は法規範を示すものであるということでした。権利と義務が対のようにされていますが、他者の権利も大事にするということは、道徳規範であると思います。子どもに権利主張を認めると身勝手なわがまを助長すると言われることもあります。それは、その子どもから権利学習の機会が奪われていると言えます。子どもの権利を保障することにより、自分の権利が大切にされていることを学習して初めて他者の権利も大切であることを実感し、他者の権利も尊重する責任が伴うことを学ぶことができます。</p>	<p>先に回答しましたとおり、義務と捉えられない表現等について改めて検討いたします。</p>

<p>子どもに関する施策は、子どもに評価してもらおうシステムを取り入れてほしい。子どもに係ることは、子どもの権利がどこまで保障されているかの状況を、調査・審議をすることによって、条例の実効性が保たれると思います。その評価・検証をいつ誰がどのようにするかが明確ではありません。また、大人だけではなく、子どもの評価も取り入れ、その評価検証を大人や市が尊重しなければならないと明示すべきだと思います。今回新たに創設されると思われる子どもコーディネーターの役割は、日常的に子どもの声を聞き取り発信することで、政策に反映させていく仕組み、また、気軽に相談できる環境整備やくにたち子どもの人権オンブズマンとの連携が示されていますが、子どもからの評価をする役割はありませんでした。子ども総合計画審議会を、総合計画の策定・進捗評価、子どもの権利の保障の状況調査や子ども権利施策に関わる提言などができる組織「(仮称)子ども・子育て会議」への変更の検討をするとありました。この中には子どもの評価を取り入れるシステムはあるのでしょうか。明示されていませんでした。くにたち子どもの権利オンブズマンは、子どもの訴えだけではなく、子どもオンブズマンからの発意として調査し、発意表明をすることができます。しかし、子ども施策を検証するという視点はなく、子どもの評価を取り入れるシステムにはなり得ません。子どもに関することは、子どもの意見を聞き、子どもに評価してもらい、足りなかったり、間違っているところは子どもの意見を尊重(もちろんできないことはあるので、話し合いが必要ですが、その話し合う場を設けなくてはならない)しなくてはならないシステムが必要です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「第6章子どもに関する施策の推進と検証」の中で検討いたします。</p>
<p>子どもの権利に関するヒアリングについて。ヒアリングする子ども達に、子どもの権利についての話をし、そのうえで聞き取りをして本質的な答えが得られるようにしている事は、大変良い事だと思います。しかし、ヒアリング実施数の中学生7名と高校生24名は少なすぎると思います。また、子ども達の属性として、児童福祉施設の児童養護施設や保育所や障害児施設など、また滝乃川学園やフリースクールなどもっと多様な子ども達の意見がヒアリングされなくてははいけません。保護者のヒアリングとしても15名は少なすぎると思います。</p>	<p>ご意見について、市としても認識しております。ヒアリングは現在も継続しておりますので、引き続き積み重ねてまいります。</p>
<p>「子どもの権利」を明文化することはとてもよいと思います。条例についての意見を述べますので、ご検討をお願いいたします。</p>	
<p>1. パブコメの意見は条例に反映してください。今まで国立市が行うパブコメを見てきましたが、ほとんどが意見をとるだけで、条例や計画に反映されていませんでした。「市民参加」とか言いながら、結局、市民の意見を聞いているという市のポーズだけだと思います。パブコメをやる以上は、市民の大多数が納得するものができなければ意味がありません。意見には、市の施策に反対なものもあるでしょうし、職員の思いとは違うものもあるでしょう。あって当たり前。都合の良い意見だけを取り入れるなら、パブコメはやる意味がありません。</p>	<p>パブリックコメントを通じて皆様から頂いた意見を参考に、条例内容を整えていきたいと考えております。</p>
<p>2. 保護者からのヒヤリングや教員アンケートは当事者意識に欠け、「条例」の参考にはなりません。ただか15人の保護者の意見では、保護者の意見とは言えません。このヒヤリング結果がどのように「条例」に反映したのかは分かりませんが、子どもと多くの時間を過ごし、子どもの成長に責任(第一義的ではなく、全的責任)がある者として、また、一方、子どもへの加害者となる可能性がある者として、もっと多くの、できれば子どもを育てている保護者全員の意見をとるべきだと思います。また、この15人はどのように選ばれたのでしょうか。母集団からの抽出に偏りがあるのではないのでしょうか。PTAに関わっている人のようですが、PTAの会員もいろいろな考えや立場の人がいますが、日々の生活に精一杯で、子育てに苦労している人の意見が反映されている調査結果とは思えません。国立市内にはそのような保護者・子どもはいないというのならよいですが…。(子どもの抽出もどのようにされたのか気になっています。)</p>	<p>子どもの権利を保障するためには、大人の役割が重要であると考えています。このことを共通認識として条例に規定するにあたり、大人にもヒアリングを実施しております。</p> <p>今回、PTAの皆様にはヒアリングを行わせていただいたのは、市の事業で関りを持たせていただいていたこと、また、日頃のPTA活動を通じて様々なご家庭の状況やお困りごと等について集約されていることがあれば、これを踏まえてお答えいただくことができると考えたことが理由としてあります。</p> <p>ヒアリングは子どもの権利の周知という側面もありますので、市としても今後も継続してより多くの保護者等にヒアリングを実施し、日々の生活に精一杯の方の状況等に耳を傾けながら、真に全ての子どもの権利が保障される条例となるよう努めてまいります。</p>

<p>教員については、社会の中で起きている教員の犯罪報道により、教員が危険視されていることによる認識がまったく感じられないものであり、残念です。「自分はいい先生であり、そのような心配はない。問題は家庭」という意識がひしひしと感じられます。「自分は子どもを善導させられるのだ、と慢心すると、教員は危険人物になる」ということの自覚がないのでしょうか。2000年の二小のできごとだけではなく、国立市の中にも、子どもを恫喝したり、裸の写真を撮ったり、「体罰」という暴力行為を行っている教員もいました。教員ではありません。校長が積極的に行ったこともあります。</p>	<p>学校等は子どもの日常生活において身近な存在であり、多くの子どもにとって家庭と共に過ごす時間が長い場所であることから、子どもの権利を保障する役割は大きいと考えております。</p> <p>このことは、国立市の教育機関においても同じように認識いただいております、本ヒアリングはその観点を踏まえてご回答いただいたものとなっております。</p> <p>いただいたご意見につきましても参考にさせていただきながら、より良い条例となるよう、検討を進めてまいります。</p>
<p>3. 市民や地域についての記述は必要ありません。「市民の責務」という言葉は入りませんでした、「市民はこうしろ」という記述が多くあります。危険な市民もいるのでしょし、私自身も自分が安全ということとを証明できませんので、「権利を侵害している」と言われたらひれ伏すしかないのでありますが、それを市の職員から言われるのはお門違いです。</p>	<p>子どもの権利が保障されるためには、子どもに関わる大人の存在が不可欠となります。</p> <p>様々な場面において子どもと関わる大人がいることを踏まえ、児童の権利に関する条約の主旨を踏まえ、大人の役割について条例に定めることは必要であると考えております。</p>
<p>また、「地域」という言葉が出てきますが、「地域」にはいろいろな人がおり、一括りにしてはいけないものです。まして、ここで使っている「地域」はそこに住んでいる市民を意味しているようなのでなおさらです。結局は「市民はこうしろ」と言っていることであり、このようなお説教や指示はしないでください。市民に対してとやかく言うのではなく、2で書いたようなこともある教員や市の職員の責務をはっきりさせるだけで十分です。</p>	<p>日常における様々な問題は、子どもの権利に紐づいていると考えます。例示させていただいた「感染症の発生・流行」については、新型コロナウイルス感染症の流行により、子どもの安全を最優先させた結果ながら、様々な体験機会や子どもが自由に過ごす場等が制限される状況が生じました。このことで、子どもの権利の一部が保障されなかったとも考えられます。</p> <p>市としては、様々な施策を推進させながら、子どもの権利が保障される環境づくりに努めてまいります。</p>
<p>また、「子どもの心身への負担」についても、以前からあり、これからも人として同じように悩むことであり、悩みをバネとして成長するのではないのでしょうか。ここでの記述は、問題現象を書き並べただけであり、「子どもの権利」が確立することで解決できるものではありません。</p>	<p>ご意見のとおり、悩みが成長のバネになることもあり、子どもにとって悩みを乗り越える経験もまた大切なことです。</p> <p>一方で、悩みによっては、自身の権利が侵害されていたり、このまま悩みが肥大化していくことにより権利侵害につながる可能性があります。</p> <p>心身への負担を抱える子どもの権利が保障されるよう、大人が子どもの権利について理解し、保障していくことが大切と考えます。</p>
<p>「自分らしく＝主体性」、「自分の感性や特性」、「自分の興味や関心」、「自分の気持ちや考え等を素直に、正直に」とありますが、自分で考える「自分」が本当の自分とは限りません。その時点時点で考えたことが「自分」であり、それを大切にすることはよいと思いますが、一方、他者や置かれた環境から常に影響を受けている以上、「自分」は常に変わるものです。「自分らしく」も常に変化していくとすれば、「自分らしく」を誇張するのではなく、常に自分を見つめなおす存在として捉えるべきだと思います。</p>	<p>ご意見を参考に、多くの方に納得いただける表現、掲載内容を検討いたします。</p>

<p>「幸せ＝すべてに満たされた状態」とありますが、本気でそんなことを考えているのですか。腹が満たされないのは困りますが、それでも「腹八分」といいます。精神面では、「飢餓」の面が必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>「子どもの心身への負担」に関する回答と同様となります。</p>
<p>大人の義務が書かれていますが、「努力を惜しまず」と言われても、なかなかできるものではありません。まして「全ての子ども」に対してなど。自分に害が及びそうなときは、大人というよりは「自分」を中心に考えると思います。この「案」を作られたような立派な精神をお持ちの大人はいいですが、私のような者は「国立市民」を捨てて生きていくしかないのでしょうか。</p>	<p>子どもの権利が保障されるためには、子どもに関わる大人の存在が不可欠となります。様々な場面において子どもと関わる大人がいることを踏まえ、児童の権利に関する条約の主旨を踏まえ、大人の役割について条例に定めることは必要であると考えております。</p>
<p>国立市は「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念としているようですが、本当ですか。とてもそうとは考えられません。市民の意見は無視するしバッシングするということが、特に教育の場で数多く起きています。市が掲げた理念は、できたかどうか自己反省するものであって、国立がいい街であることを宣伝するために使うものではありません。</p>	<p>国立市は「人間を大切にする」という基本理念に基づき、全ての施策を展開しております。この理念は、子どもの権利を保障するにあたって、その根底となる理念であり、前文等を通じて条文の中に改めて示すことに意味があると考えています。</p>
<p>「やさしいまちづくり」とありますが、どのような街なのか分かりません。「宣言」は誰がしているのでしょうか。「市はやっていますよ」ということを言っているだけです。このようなことは不要です。</p>	<p>「子どもにやさしいまち」については、日本ユニセフ協会の定義する同語を参照しております。市としては、この「やさしいまち」づくりの定義に基づき、子どもの権利を守るための法制度や計画を定め、施策を推進していきたく考えております。</p>
<p>「幸せに生きる」とありますが、2ページとの関係で言えば、いつも幸せに感じないといけないというのも息苦しく思います。「まちづくり」の主体として誰を想定しているのかわかりませんが、どんな状態になれば「幸せ」と感じるのでしょうか。</p>	<p>子ども自身の主体的な権利が今保障されている状態、将来に亘り保障され続ける状態と考えております。</p>
<p>文末に「尊重すること」、「保証すること」、「考えること」となっていますが、「誰が」でしょうか。「市が」あるいはお決めになる「議員が」というなら「どうぞ」となりますが、「市民が」というなら、市民全体の同意が必要です。勝手に決めないでください。</p>	<p>市をはじめ、保護者・育ち学ぶ施設・事業者・市民が対象となります。条約の主旨に基づき子どもの権利の保障を実現するためには、子どもに関わる全ての者の協力が必要と考えています。</p>
<p>子どもへの肉体的・精神的虐待は、「子どもにとって最も善いことは何かを」考え、躰や教育という名で行われていることを考えると、あまりにもきれいごとの理念だと思います。</p>	<p>素案では、安心して生きる権利として、あらゆる暴力を受けず心身が守られることを規定しています。そのため、躰や教育という名の下で行われる暴力は当然禁止されることとなります。また、「子どもにとって最も善いことは何かを」考える際は、大人の一方的な推測ではなく、子どもとの対話を通じて「最も善いこと」を考える必要があります。</p>
<p>Aの3で書きましたが、市がやることなので、市民についての記述は削除してください。子どもの権利は保証したいと思いますが、「子どもの健やかな育ちのために協力するよう努める」自信はありません。一人の人間として自我を主張し、それが子どもの権利を侵害することがないと言い切れないのです。</p>	<p>市をはじめ、保護者・育ち学ぶ施設・事業者・市民が対象となります。条約の主旨に基づき子どもの権利の保障を実現するためには、子どもに関わる全ての者の協力が必要と考えています。</p>
<p>体罰という言い方はもう止めませんか。思い上がった教員が感情にまかせてした暴力にすぎません。「体罰」という表現を使いたいというなら、カッコ付きで「「体罰」という名の暴力」とすべきです。</p>	<p>条文内では、「虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力」と表現しています。体罰という形で行った行為についても、暴力のひとつとして規定しているところです。</p>

<p>「自分らしい」というのはどういうことでしょうか。Aで書きましたが、自分を他人が否定することは拒否して当然だと思いますが、今の自分のままでいいと人間が思い込むようになっては困ります。人間は変わるものです。また、①から④は「権利」として宣言しないとだめなものなののでしょうか。禁止されることがあるということなののでしょうか、例えば、「一人でいる権利」なども書き込まれなければならなくなります。</p>	<p>自分らしさとは、自分の主体的な考えや価値観等に対し正直なことを考えており、この自分らしさ自体が成長に合わせて変化していくことを否定しているものではないかと考えています。</p> <p>そのうえで、その時々において自分らしく生き、育つ権利が尊重されることが大切であると考えます。</p> <p>①から④についても、家庭環境によっては、これらの一部または全部が制限されている事例もございます。家庭環境に関わらず、すべての子どもが心豊かに成長できるよう規定しています。</p>
<p>「地域」の役割が述べられていますが、「地域」にいろいろなことを押し付けしないでください。少し前までは、「地域の教育力の低下」と非難していたではないですか。いつから市の期待する地域になったのでしょうか。突然「地域の教育力が向上」したとも思えませんし、とにかく、市の考えたことを市民に押し付けることはしないでください。</p>	<p>市をはじめ、保護者・育ち学ぶ施設・事業者・市民が対象となります。</p> <p>条約の主旨に基づき子どもの権利の保障を実現するためには、子どもに関わる全ての者の協力が必要と考えています。</p>
<p>「自分を肯定し、自分が肯定されること」とあり、自己肯定感が低いことを嘆いているようですが、それは、今の学校教育の結果です。学校では、人権教育として子どもたちに教え込んでいるのは、他人の人権尊重だけであり、自分を尊重し、自分を侵害するものと闘うことはまったく教えていません。「学校スタンダード」というものを勝手に作り、「きまりを守れ」と子どもに押し付けているのが国立の学校現場です。このことに目をつぶってお題目だけを書いても、学校で「子どもの権利」が実践されるようになるとは思えません。</p>	<p>自己肯定感に関する課題については、学校だけに原因があると整理できるものではないかと考えています。</p> <p>ご指摘の内容については、子どもの意見の尊重や対話が、学校を含む市内の様々な場所において実現することが大切であると考えています。</p>
<p>「成長や発達、個性にふさわしい形で」は必要ありません。権利を侵害する大人の勝手な解釈で、言い訳の根拠になります。どのような子どもでも権利が保障されるはずですが。</p>	<p>子どもの権利は、年齢や発達の状況等に関わらず、全ての子どもに保障されるものです。</p> <p>その上は、子どもの権利が保障されるにあたり、大人の応答の在り方も、その子その子に適した形である必要があると考えています。</p> <p>ご意見を参考に、条例づくりに活かしていきたいと思っております。</p>
<p>「持続可能なまちづくり」とあり、流行の言葉をとってつけたように使っていますが、今の子どもたちが大人になったときに、行政が期待する「より良い選択」をすることは限りません。そもそも、「持続可能なまちづくり」って何ですか。国連が定めた17のゴールからすると、国立市もずいぶん無駄なことをやっているように思いますが…。</p>	<p>ご意見を参考に、多くの方に納得いただける表現、掲載内容の検討に活かしていきたいと思っております。</p>
<p>書いてあることの意味が分かりません。有権者なら意見表明権が保証されているけれど、子どもはそうではない、ということなのかもしれませんが、有権者の意見表明権が行政によって無視されることはしばしばあり、有権者であろうがなかろうが、人間として意見表明権は尊重されるべきはずですが。</p>	<p>「子どもの権利条約」においては、子どもの意見表明権を保障しており、市としても、子ども主体の権利を保障する上では特にこの権利が重要と考えています。この意見表明権につき、単に子どもが意見を表明できることのみならず、大人がその意見に応答していくことが求められるところとなります。この応答とは、子どもの意見をすべからく叶えていくという意味ではなく、その意見について、一人の人として、また子どもの成長や発達、個性に適した形で尊重していくことが大切となります。</p>
<p>子どもの教育に関わる者の責務を書くべきです。③に「防止」とありますが、これでは他人事です。教育に携わる者が加害者になったいじめや暴力、性犯罪などが起きており、そして、それを隠蔽する組織があることを認識し、習い事や地域スポーツを含め、子どもの教育に携わる者の責務を書き込んでください。</p>	<p>学校（育ち学ぶ施設）の果たすべき役割については、総則及び第3章において規定しています。</p>
<p>地域というのはあいまいなものです。いろいろな考えを持った人がいるなかで、一括りにして市民についてとやかく言うのはやめてください。「努め」られないことが多々あるでしょう。</p>	<p>ご意見を参考に、多くの方に納得いただける表現、掲載内容を検討いたします。</p>

<p>「子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止め、寄り添いながら子供の成長を支え」ている大人がどれだけいるのでしょうか。市の職員さんはどうですか。やれていますか。やれそうですか。こんな説教めいた話は不要です。</p>	<p>ご意見を参考に、多くの方に納得いただける表現、掲載内容を検討いたします。</p>
<p>「子どもにやさしい」行政って何なののでしょうか。意味不明です。市民にもやさしくあってほしいですね。</p>	<p>先にも回答しましたとおり、「子どもにやさしいまち」については、日本ユニセフ協会の定義する同語を参照しております。 市としては、この「やさしいまち」づくりの定義に基づき、子どもの権利を守るための法制度や計画を定め、施策を推進していきたく考えております。</p>
<p>「市民」という言葉が何回も出てきます。前にも書きましたが、すべて削除してください。市民に押し付けは不要です。</p>	<p>市民・地域を含めた大人の役割については、先にお示しした通りとなります。 いただいたご意見を参考に、多くの方に納得いただける表現等について検討いたします</p>
<p>「スクールバディ」の紹介がされていますが、「友達ごっこ」みたいで気持ち悪いです。そんなことをしなくてはならないほど、中学生の人間関係は寂しいのでしょうか。だとしたら、それは学校に問題があるのです。きまりに従わない友達を密告させた校長も国立にいました。そういう「校風」が子どもたちの人間関係を崩しているのです。</p>	<p>「スクールバディ」については、中学校において子ども本人が気軽に相談できる環境を整備するために実施されているもので、子どもの権利を保障する有効な手段のひとつであると考えております。 その取組みを一例として解説に紹介させていただいております。</p>
<p>国立市の旗日をつくるというのでしょうか。こんなことしなくてもいいのではないですか。マスコミ受けを狙っているとしたら考えられません。</p>	<p>先にも回答しましたとおり、「日々」を重ねて「特別な日」を設けることで、さらに子どもの権利の周知が進み、広く理解されることを目的としています。</p>
<p>国立市として「非認知能力」の育成を目指した事業をやっているとのことですが、成果はどのようなのでしょうか。「非認知」なのですから、育ったか育たなかったのかは分からないでしょうし、国立市とは別の方法でやった場合と比較して優れているのかということも分からないでしょう。そもそも、J・P・ヘックマンの調査・分析は針小棒大なものであり、著書を読んでも、「非認知能力」の育成に成功したとも思えませんし、幼児教育をしている事業者の宣伝文句になっているだけではないのでしょうか。国立市も文科省の方針に従ってやっているようですが、教育内容や教育方法を市が統制・画一化することは問題です。幼児教育は、それぞれの幼稚園や保育園の考えで行われるべきであり、市の役割は環境整備に限るべきです。</p>	<p>国立市においては、人が幸せに生きていく上で大切となる主体性や他者との共感が幼少期から培うことができるよう、幼児教育の推進を図っております。 この幼児教育については、物事に対する考え方、取り組む姿勢などに強く影響する「非認知スキル」を養う機会が重要であるとの視点に立ち、くにたち子どもの夢・未来事業団を中心に、全ての子どもたちにこの機会を与えていくと共に、子どもに関わる保護者や保育・教育機関の関係者に対し必要な研修・実践等を行うこととしております。 本条例においては、この幼児教育こそ、子ども自身の権利を保障し、子どもが今そして未来にわたり幸せに生き育つことに繋がるひとつの大切な要素であることに鑑み、市の責務としてこの推進することを規定するものです。</p>
<p>何を言いたいのか分かりません。市が「機会と場所」を提供するという事なのか、保護者にやれということなのか、子育ては24時間にわたることです。程度にもよりますが、機会と場所が保証されない子であっても、今いる環境の中でやるしかない場合もありますし、家とは別の施設（一時的居場所ではなく）で機会と場所を獲得するしかない場合もあるでしょう。きれいな言葉を並べただけだと感じます。</p>	<p>解説のとおり、子どもの成長過程においては、子どもが夢ややりたいこと等を見つけ、これを温めながら育つことが大切であり、そのためにも、時にはじっくり考え、あるいは休息しながら、自分を見つめることのできる機会と場所があることは重要であると考えます。その認識の下で、市が「機会と場所」を提供するよう規定するものです。</p>

<p>居場所作りは結構ですが、解決すべきは親の問題です。子ども食堂などの活動を賞賛しているようですが、このような活動が増えるのは憂うべき状況なのではないでしょうか。子どもへの対策だけではなく、親の「貧困問題」に正面から取り組み、解決をはかるべきです。</p>	<p>子どもの権利が保障されるためには、子どもの主体性を尊重する居場所が不可欠であると考えます。家庭や学校のほか、地域において子どもの主体性を尊重する様々な居場所が遠近に存在することで、子どもが地域全体に支えられている実感を得ながら育つことが適うと考えます。</p> <p>また、子どもの権利の保障においては、地域に居場所があることだけで充足するものとは考えておりません。家庭をはじめとして、子どもが関わる環境に属する全ての大人が子どもの権利に寄り添うことのできるような環境となることが大切であると考えます。特にご意見の内容に係るものとしては、子育て家庭に対する支援として規定することを予定しております。</p>
<p>居場所を作れば、「生きづらさを抱えた子ども」の問題を解消できるのでしょうか。やらないよりはよいということなのかもしれませんが、「期待」させるだけでは問題です。</p>	<p>「生きづらさを抱えた子ども」が自分らしく過ごすことのできる居場所は、その子の権利を保障するために必要なもののひとつであると考えます。</p>
<p>「育ち学ぶ施設の関係者」が直接加害者になっていたり、意図的な不作為やミスにより問題を拡大させた事例が数多く起きています。「育ち学ぶ関係者」についてはそのような点が全く欠落した記述になっていません。「気を配る」のではなく、自ら律するとともに、同僚の相互チェックも必要です。管理職が隠蔽し、責任逃れをする事例もあります。</p>	<p>第3章 子どもにとって大切な権利の保障 【虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力の禁止】において、「何人も」と規定しています。</p>
<p>オンブズマンについて書かれていますが、役に立っていないということを聞いています。きっと、当事者の立場に立つということができない人がやっているからだと思います。仕組みとしては良いのかもしれませんが、行政に忖度するような人ではなく、子どもに寄り添える人を任命することが必要です。そうでなければ、子どもの権利を侵害していることになります。</p>	<p>ご意見を参考に、子どもの権利を保障するためにどのような在り方がよいのか等検討いたします。</p>
<p>「育ち学ぶ施設」についてですが、その場で働く人が関わる事例がほとんどであり、相談・救済機関として「育ち学ぶ施設」は相応しくありません。管理職はもちろん教育委員会ですら事件の隠蔽をしていることは、最近の事例から明らかになっています。内部での自浄作用は期待できない組織だということを認識され、救済機関としては別のものをお考え下さい。</p>	<p>具体的な権利侵害のおそれが生じた場合に、子どもに身近な場所にいる大人がまず寄り添い、相談を聞き、必要な場合に救済機関等へつなぐという環境づくりが大切であると考えます。</p>
<p>保護者や市民も危ない人間だと考えているのでしょうか（それは正しいと思います）、「子どもの目線に近い若者」を信じられるのでしょうか。行政が信じるというなら勝手に作ればよいですが、新成人の誰もが「子どもの権利」を知らないという呆れた調査結果が出ているなかで、大丈夫なのでしょうか。新聞やニュースを見れば出てくる言葉だと思いますが、頭の中に残っていないということなのでしょう。あるいは、新聞も読まず、ニュースも見ないのが新成人のスタイルなのかもしれませんが。もちろん、「子どもの権利」を知らなくても他人の相談には乗れるでしょうが、あまりにも世間知らずというか、社会的なことにまったく関心がないようで残念です。</p>	<p>ご意見を参考に、子どもの権利を保障するためにどのような在り方がよいのか等検討いたします。</p>
<p>文末が「対応します」とか「努める」となっていますが、もっとはっきり、「します」、「やります」と決意が読み取れる文章にならないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を参考に、多くの方に納得いただける表現、掲載内容を検討いたします。</p>

いろいろなことをやっていますよということを見せたいのですが、果たしてどれだけのことができてい
るのでしょうか。外から見ていてそれぞれの有効性がまったく分かりません。似たような組織がたくさん書
かれていますが、子どもの声をひろうとされている場で、子どもをバッシングしてきた例をたくさん聞いて
います。建前ではなく、本当にやっているのか、子どもの権利を侵害したことはないのか、きちんとした
チェックが必要です。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証 では条例の内容を施策に落とし込むことと、その検証について記載してい
ます。

施策を実施するうえで計画を立て、学識経験者等で構成される審議会等に諮りながら進めていきます。また、進捗につ
いても市民の皆様に分かりやすい情報公開を行うよう努めてまいります。